



所有者不明土地の解消に向けて 不動産の登記に関するルールが大きく変わりました



※ 所有者不明土地とは … ① 不動産登記簿により所有者が直ちに判明しない土地
② 所有者が判明しても、その所在が不明で連絡が付かない土地

令和6年4月1日から

相続登記の申請が 義務化されました!!



不動産登記推進イメージキャラクター
「トウキツネ」

Check!!

- 相続によって不動産を取得した相続人は、その所有権を取得したことを知った日から**3年以内に相続登記**の申請をしなければなりません。
- 令和6年4月1日以前に相続した不動産についても、義務化の対象となります。
- 相続登記について**登録免許税が免税**される場合があります。
- 正当な理由がなく相続登記の申請をしない場合、10万円以下の過料が科されることがあります。
- 登記の手続は、**専門家である司法書士へ依頼**することも、ご検討ください。

登記の手続について
詳しくは[こちら](#)!

登録免許税の免税に
ついて詳しくは[こちら](#)!

登記の手続を司法書士へ
依頼したい方は[こちら](#)!

相続登記についての詳細は、管轄する登記所にお問合せください。
管轄登記所一覧は[こちら](#)